

役員及び評議員の報酬又は費用弁償に関する規則（抜粋）

平成3年2月20日

社会福祉法人大北社会福祉事業協会規則第2号

（報酬）

第2条 役員等の報酬は、監事を除き支給しない。監事の報酬は別表第1に定めるところによる

（費用弁償）

第3条 役員等が招集に応じたとき、又は法人業務のため旅行したときはその旅行について費用弁償として旅費を支給する。

（旅費の種類）

第4条 役員等に支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当及び宿泊料とする。

別表第1（第2条関係）

区分	報酬の額	備考
監事	日額 8,000円	監査業務に従事する場合に限る

○役員及び評議員の報酬又は費用弁償に関する規則の取り扱いについて  
平成11年4月1日  
規則第3条の取り扱いについて、次のように定める。

1. 役員等のうち、市町村長、地方公務員、経営施設長の職にある者について、「招集に応じたとき」の旅費支給は車賃のみとし日当は支給しない。また、車賃についても公用車、業務用車両の利用が明らかな場合は支給しないものとする。